

消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3に定める特例認定審査基準

《消防法（昭和23年法律第186号）第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第1項》

目 的

この審査基準は、消防法（以下「法」という。）第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に定める建築物その他の工作物の管理について権原を有する者から、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の規定に基づき、防災管理点検報告に係る特例の認定について申請があった場合、消防機関が、認定又は不認定の判断をするために必要な基準を定めたものである。

審査基準

1 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の申請者が、申請のあった法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請対象物」という。）の管理を開始した日から、申請日において3年以上経過していること。

申請対象物の管理を開始した日については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第51条の16第2項において準用する第4条の2の8第4項に基づき、規則第51条の16第2項において準用する規則第4条の2の8第2項に規定する申請書に添付された不動産の登記事項証明書、賃貸契約書、営業許可証の写し等により確認すること。

2 申請日前の3年以内において、法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定に基づく命令（申請対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）を受けていないこと。

3 2に規定する命令を受けるべき事由が現にないこと。

- 4 申請日前の3年以内において、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。
- 5 4に規定する認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。
- 6 申請日前の3年以内において、規則第51条の12第2項において準用する規則第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。
- 7 申請日前の3年以内において、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の報告について虚偽の報告をしていないこと。
- 8 申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項に基づく点検の結果が同項の規定に基づく点検基準に適合していること。
- 9 規則第51条の14に規定する次の(1)から(11)までの点検基準に適合していること。
 - (1) 規則第51条の8第1項に基づく防災管理に係る消防計画の届出がされていること。
 - (2) 規則第51条の9において準用する規則第3条の2第1項に基づく防災管理者選任（解任）の届出がされていること。
 - (3) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。
 - (4) 防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。
 - ア 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
 - イ 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項
 - ウ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項
 - エ 防災管理上必要な教育に関する事項
 - オ 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項
 - カ 防災管理について関係機関との連絡に関する事項
 - キ 上記オに掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項
 - ク 上記アからキまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災

管理に関し必要な事項

- (5) 令第45条第1号に掲げる災害（以下「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
- ア 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項
 - イ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項
 - ウ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
 - エ 地震発生時における家具じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項
 - オ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関する事項
 - カ 上記アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項
- (6) 令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項
- ア 令第45条第2号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項
 - イ アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項
- (7) 令第4条の2の4の防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。(8)において同じ。）にあっては、次に掲げる事項
- ア 関係機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災以外の災害による被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、自衛消防組織の業務に関し必要な事項
- (8) 令第4条の2の5第2項の規定により、令第4条の2の4の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合において

は、次に掲げる事項

ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項

イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項

ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、自衛消防組織の運営に関し必要な事項

(9) 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあつては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項

(10) その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項

(11) 避難訓練の実施回数に関する事項（当該避難訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

10 管理について権原が分かれているものにあつては、規則第51条の11の3において準用する規則第4条の2第1項の届出がされていること。

11 管理について権原が分かれているものにあつては、規則第51条の11の2において準用する規則第4条第1項の届出がされていること。

12 法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

審査基準の適用除外

審査項目に係る消防法令の基準が申請防災管理対象物に適用されていない場合は、当該審査項目は除外するものとする。

標準処理期間

30日とする。

ただし、標準処理期間は一定の目安であり、申請内容により処理期間に変更を生じる場合があるものである。

なお、次に該当するものについては、処理期間に含まない。

- 1 申請の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間
- 2 審査内容に不備があり、補正のために要する期間
- 3 札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に掲げる日

（処理期間の目安）

審査・添付書類の形式審査	4日
現地調査	1日
審査	10日
処分案作成	5日
起案→決裁	4日
決裁→文書作成→送付（交付）	6日
合計	30日